

開催日:平成21年6月29日

北朝鮮の地下核実験に抗議し核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。

この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし、核兵器は、いまだに世界に2万1,000発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。

2000年の核拡散防止条約(NPT)再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。

現在の核保有5か国に加え、NPT未加盟で核保有国のインド、パキスタン、さらに事実上の保有国であるイスラエル、また、核兵器開発につながるウランを濃縮・拡大するイランの動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

さらに、5月25日に行ったとされる北朝鮮の地下核実験は国際社会への背信行為であり強く抗議する。

したがって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約(NPT)再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを要請する。

記

1. 北朝鮮に対し、直ちに核兵器及び核計画の放棄を求め、安保理決議に基づき実効性ある措置を講ずること。
2. 核拡散防止条約(NPT)の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。
3. 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高槻市議会